



XB230
S 12
3

XB230

✓ S/2

3



司法圖書印
司法制度審議會總會議事要錄
(第一小委員會關係)



司法法制審議會總會開催調

昭和二十一年七月十二日 (午後一時三十分より 二時四十分まで) 第一回

同 八月 九日 (午後一時三十分より 五時まで) 第二回 第三小委員会 (刑事関係)

同 八月 十日 (午後一時より 五時まで) 第三回 同上 続行

同 八月 十二日 (午前九時より 午後五時二十分まで) 第四回 第一小委員会 (裁判所法関係)

同 八月 十三日 (午前九時より 午後一時三十分まで) 第五回 第三小委員会 (刑事関係) 続行

同 八月 十四日 (午前九時より 午後五時二十分まで) 第六回 午前―第一小委員会 (裁判所法関係) 続行

同 八月 十五日 (午前十時より 午後五時二十分まで) 第七回 午後―第二小委員会 (民法関係)

午前―第一小委員会 (裁判官・民
事法・裁判官弾劾法関係)
午後―行政訴訟、民法、人身保護法
関係

XB230
S 12
3

同 八月十六日 (午前十時より
午後五時まで)

第八回 午前1第二小委員会 (民法関係)
続行

午後1第一小委員会 (檢察庁法関係)

同 九月十一日 (午後一時より
同 四時三十分まで)

第九回

○ 昭和二十一年七月十二日開催司法法制審議会第一回總會議事要録

於 司法省會議室

(席上配付書類)

- 一、 第一回總會議事日程
- 二、 本審議会規則
- 三、 本審議会議事規則
- 四、 本審議会職員名簿
- 五、 小委員会職員名簿
- 六、 日程豫定表
- 七、 第一回各小委員会日程豫定表
- 八、 諮問事項

(議事概要)

午後二時開会

会長 (木村司法大臣) より開会挨拶あり其の要旨左の通り。

「今回の憲法改正に伴ひ諸法典の制定改廃を要するので政府は速に臨時法制審議会を設

置して之が審議に当らしめることと相成つたが、例え民法、訴訟法、裁判所構成法等の司法関係法典についても改正の必要があり、これは實に司法部として大事業である。過日閣議の決定により司法法制審議会が設置せられ臨時法制審議會司法關係の第三部会と本会とは表裏一体の關係にあつて、臨時法制審議會第三部会の委員は本審議會の委員になつて戴いてある次第である。明年二月の改正憲法実施迄には此等法典の整備を必要とし、極めて短期間内にこの大事業遂行の爲め委員各位の御尽力を恒はす次第である。将来の我国司法制度確立の爲め何卒御尽力を懇請する。

而して本審議會の決議はそのまゝこれを臨時法制審議會第三部会の決議とすることと相成つて居るから御諒承願度。尙當省に於ては連日殆んど不眠不休にて法典改正に関する資料の作成に努め居る状況であることを附言致します。」

有馬臨時法制審議會第三部会長

本審議會開催に当り、事務上一言御了解を求め置き度即ち木村会長よりも御話ありし如く本審議會の事業と臨時法制審議會第三部会の事業は並行的に行はれるものであつて本審議會の決議は臨時法制審議會第三部会の決議とする方針にて従つて委員の預觸も兩會議同一と相成つて居る次第である。尙委員各位は担当の會議以外の會議にも自由に出席

せられて御意見の開陳ある様希望する。

次で議事日程の順序に従ひ議事を進む。

第一 本審議會議事規則の審議

議事規則案（別紙参照）朗読

鈴木委員 第四條は小委員会にも準用され居るも、議事を秘密とすることは弁護士会側委員としては、不便尠からず、委員たる者として秘すべきものは秘すること当然なるを以つて、原則的には秘密とせず寧ろ例外の場合にのみ秘密とする様修正せられ度。

谷村委員 第四條は訓示的規定に過ぎないものと了解せられ度、この規定を堅苦しく適用する訳ではない。各委員の御判断により適当に扱つて差支ない趣旨であるから敢て規定の修正の要はあるまいかと思料する。

原委員 修正の必要なしと思考する。

鈴木委員 谷村委員の御説明通りなれば別段修正を固執せず。

議事規則は全部原案通り可決

第二 諮問事項の提出

諮問事項（別紙参照）朗読

谷村委員 本審議會に於ては憲法改正に附隨して必然的に制定、改廃を必要とする司法關係法律につき審議を爲すを目的とし、各位より此等法律の制定改廃につき其の要綱の御提示を得度。

憲法改正に附隨して如何なる法律の制定改正を要するかについては本省に於て大体考へてゐるところでは、席上に御配付してある小委員会職員名簿の冒頭に掲げてある通り、裁判所審成法の改正、寧ろ改正と云うよりは新らしい制度の制定と云うべきであります。檢察庁法の制定、民事關係としては民法、戸籍法、民事訴訟法、刑事關係としては刑法、刑事訴訟法を相当大幅に改正の必要があると思つてゐる、以上の外にも制定、改廃を要するものがあつたら御意見を御示し願ひ度。

平 委員 意見の第一点は改正憲法第三章の國民の權利義務に關する規定に關聯して日本國民たるの要件を此の際に法律の規定によつて明定して居く必要があると思ふ、現在は或る程度國籍法で定められて居るのであるが、第二点は改正憲法第二十九条以下の規定で國民は裁判官の裁判を受ける權利を奪はれないこととせらるる等裁判について周到な規定があり就中第三十五条では現行犯以外の場合に於ては引致、抑留、拘禁せられない

ことになるし、同条第二項には、強制、拷問、脅迫の下での自白又は不当に長く抑留、拘禁された後の自白には証拠力なきことか規定せられて居ることに鑑み、不当に強制、拷問、脅迫、長期抑留、拘禁が行はれた場合國家は當然賠償義務を負ふべきであるから、憲法の規定を補足する意味で刑事法改正の除此の点を考慮せられ度

田多井委員 諮問事項に対する意見は何時頃迄に提示すべきか、

会長 可及的に速に願度、

第三 小委員会設置の件

会長 審議の進捗上各担当部門を定め小委員会を設けて審議するを便利と思考し、案を作成して配付し置きたり

（谷村委員より其の小委員会設置案の趣旨説明）

山田委員 行政裁判關係について特別に第四小委員会を設置せられ度、

谷村委員 現在稅務關係事件は行政裁判所に於て取扱はれてゐるが、改正憲法によれば行政訴訟事件も司法裁判所で取扱ふこととなるから、特別の小委員会を設けなくても裁判所審成法を審議担当する小委員会で、稅務關係事件につき必要に応じ併せて其の問題をも審議することと致し差支なき様思料す

沢田委員 行政訴訟の關係については別に小委員会を設けられ度、
原案通り第一乃至第三小委員会設置に決定

第四 小委員会の分担及び小委員、幹事の指名の件

小委員会の分担及び小委員、幹事案（別紙参照）朗読

満場一致原案通り決定

小委員会の主査の指名を会長に一任し会長より第一小委員会は堀田委員、第二小委員は、
坂野委員、第三小委員会は佐藤祥樹委員に指名す。

谷村委員 各委員におかれては、所屬の小委員会に限らず何れの小委員会にも御列席下さ
れ御意見を發表せられんことを懸望す、

会長 本日の議事は以上を以て終了したが、今後の議事日程決定表を席上に御配付の決定
表の通り一応定め見たるも御意見ありや

五鬼上幹事より日程決定表（別紙参照）につき説明
異議の申出なし、

会長 内閣の方針によれば九月五日迄に臨時法制審議会の審議を終りする決定なるを以て
本会に於ては八月末日迄には審議を完了せらるる様致度、酷暑の中、洵に恐縮に堪えざ

るも何卒御尽力を懇請する次第なり

閉会 午後三時三十分

○ 昭和二十一年八月十二日開催司法法制審議会第四回總會議事要録

於 東京第一辯論士会會議室

(配付書類)

- 一、裁判所法案要綱案
- 二、行政訴訟に関する特則要綱案
- 三、裁判官国民審査法案要綱案
- 四、裁判官弾劾法案要綱案
- 五、近衛第一次内閣以来の各大臣の任官の際年論調
秘密顧問官任官の際の年論調
上告総件数其結果及比例 (昭和十二年より昭和十六年迄)
第二審判決上告申立新受件数 (昭和十二年より昭和十六年迄)
上告申立人別ニ依ル上告判決結果 (昭和十六年)
- 六、檢察庁法案要綱案

(議事経過概要)

午前九時開会

五鬼上幹事 これより第一小委員会の報告總會を開催す。

有馬議長 第一小委員会主査より、小委員会の経過報告を願ひ度し。

梶田第一小委員会主査 去月十二日より去る本月九日迄小委員会を開くこと十三回に亘り、本日配付したるか如き裁判所法案要綱案等五要綱案を作成した。

裁判所構成法から檢察庁関係の規定を分離して、独立の檢察庁法とすることと致したい。即ち、裁判所法案、檢察庁法案、行政訴訟に関する特則案、裁判官国民審査法案、裁判官弾劾法案の各要綱案を作成した。裁判所法案においては、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所の各裁判所とした、右の外心身の故障による裁判官の罷免、裁判官の懲戒、司法行政の職務及び監督権、裁判官の制度、会計に關しても決議を爲したり。尙憲法の改正に伴ひ特許法、所謂工業所有權法の特則、會計検査院に關する法律の特則につき要綱案を審議議決し各關係官庁に送付し、立案を請ふこととした、時間の關係上今茲に之等の要綱案の内容について説明を爲すことは出来ざるを以て省略し、問題があつた場合に説明を爲すことと致し度し、

内藤幹事 裁判所法案要綱第一、最高裁判所の部分を朗読

議長 最高裁判所に関する事項につき審議す、質問又は意見ありや。

長谷川委員 在野法曹の意見として述ぶ、即ち裁判官及び検事は一定の年限弁護士の実務に従事した者から任用する旨の規定を設けられ度し。将来は、弁護士もクロスユクザミネーションを爲すこととなり、法曹一元化の爲め、本意見を提出す、

吉田委員 一昨日の総会に於て小委員会起草委員から小委員会で決定した重要事項は変更しないようにとの言葉であつたが、これは本總會でも変更出来ることと致し度し。

最高裁判所裁判官の任用資格に從來大審院判事及び控訴院判事たりし者が規定せられ居らざるも、明定の要あり

最高裁判所には部を認めざる方針なるが如きも部を認むるを可とす。刑事訴訟以外の訴訟については、之を一と纏にして包括的な訴訟法とし、事件の種類により、行政事件は行政部、民事事件一更に民事事件はこれを、細別して商事、人事等とし各部を設けるを可とする。

行政訴訟については法律で特に特則を設ける趣旨なるも行政部を設けて審理すれば、之れを以つて足り、特に特則を定むるの要なしと思考する。

田多井委員 長谷川委員の提案に賛成なり、在朝、在野法曹一元化の趣旨を裁判所法中に明かにせられ度し、

議長 長谷川委員の提案は、(1)(2)は差支ないか(3)は矛盾することになる、(4)は例外的に認めてもよいのか、

長谷川委員 例外は必要の場合認めてよい趣旨である

原 委員 第一に裁判官任用資格の問題は其の範圍狭きに過ぐ新憲法により司法権が非常に尊重せられ、司法に對する朝野の期待大なるとき裁判所の規模及び構成の点は餘り豫算に束縛される必要はないと思考する。臨時法制調査会に於ける、外交官の高等試験でも、特別の外交科試験とせず一般行政科の試験と一緒にすることに決定せられたことにも結みて、裁判官の任用資格も広くして、行政官と雖も法制局とか、法律關係の職務に従ひ居りし者は、裁判官に任用し得るやう、修正しては如何、第二に小法廷については、一般國民は裁判所の斯る複雑な細い組織、構成を知悉し得ないから小法廷を設けて組織を複雑化することは妥当でない、若し小法廷の設置が是非必要なら斯る重大な権限を有する小法廷なるを以つて、判事五名を以つて構成することとするを相当と思考する、第三判決書には裁判官各自の意見を明確に表示することを要することとなり居るも、國民

審査の点を考慮したるものなりや、國民が裁判を求むる場合に、一々各裁判官の意見を求めるものではない又裁判官國民審査の場合に於ても、審査投票の場合に判決に表止された裁判官の意見によつて、投票を決するか如きことはないと考へる。第四に、附屬機關の(一)調査官の職務権限不明なり、承り度し、(二)の事務局の所管事項中に、人事に関する事項とあるも、裁判官の考査即ち登察的なること、判事の能率の調査の如きこと迄も包含せらるる趣旨なりや、又「其の他司法行政に関する事項」とは如何なる事項を謂ふや、事務局の問題は、軍、司法省の存続問題に關係するを以つて、起草者の意見を承り度し。

兼子委員 原案起草者の一人として答ふ、吉田委員の御意見の如く最高裁判所において事實審迄を行ふことは、原案の建前では、不可能である。次に長谷川委員の御意見の任用資格を弁護士の業務の経歴を有することとする案と原委員の任用制限を拡張する案が対立するも、原案においては最高裁判所の判事十五名中十名は法曹より任用し、残る五名は法律の専門家に限らず國家的人物から充當する趣旨なり。

部の設置については、最高裁判所の判事の員数は可成少くして、全判事が一体として活動するを理想的なりと思考す、

部を設けると部と部の間に意見を共にすることも生じ、判例の統一を案す虞あり、考慮を要する。實際問題としては、行政官出身者の居る小法廷には行政事件を、特許審判官出身者の居る小法廷には特許事件が勢ひ廻されることとなるか、必ずそうすることにはしなかつたのである、

小法廷の構成員数を五人とする意見は三人として意見の一致を要することとした、原案と、五人として多数決によることとするのと結局同一になる故斯うしたのである。

少数意見発表の問題は、國民審査の場合の資料の一とする爲と判例評価の意味よりしても原案を採つた、小委員会においても裁判は判事が一人一人之を爲し、それを寄せ集めて判決となるものであるとの考方もあつたか判決は判事全体が作成するものであるとの建前で、只少数意見を裁判所に書くこととした。

調査官の問題は判事の員数か、少いので到底事件を整理しきれない故各判事に二人程度割合で調査官を設け、下調べ乃至資料の蒐集、外國の立法例等の調査をさせる趣旨である。人事行政については長官かその監督権を持つ趣旨である、事務局は直接に人事行政権を行ふものではない。

「其の他司法行政に屬する事件」とは司法行政権が司法省から最高裁判所に移譲される

から、六迄に掲げられたものに洩れたものがあつたらそれを入れると云う意味である。

原 委員 調査官が下調べを行うことは、判事は老練者が多く、勢ひ實際は影で下調べをする調査官が本當の仕事をするに成り、実權が調査官に移ることになる、憂ふべきこととなる、調査官が事件の下調べにせよ、調査をするに云うことは由々しい問題である、最高裁判所は将来事件が増加するし再建日本の最高法衙として立派な裁判をして貰はなければならぬから部を設け各々専門的事件を適正に審判することにしたければならぬと思考する。

吉田委員 大審院判事を十五年やつて野に下つて弁護士を五年した者は、原案者では、無資格とされることになるが權衡を失つてゐる。

部は高等裁判所、地方裁判所に夫々必要だが、最高裁判所にも小法廷に部を設ける餘地がある。

小法廷は五人とする意見に賛成である。

兼子委員 従前大審院判事たりし者の任用資格については、徑過的規定で矛盾のない様規定する趣旨である。

調査官は若し、これを設けないと判事がプライベートなアシスタントを設けることにな

るがそれには、日本の判事の給与状態では、困難であるから、所謂官設のアシスタントと云う意味で調査官を設けたのである、

評長 原委員は調査官廃止の御意見なりや、

原 委員 然り。

吉田委員 大審院判事たりし者の任用資格については経過規定が出来たら、意見は撤回する。

栗林幹事 破棄自判及び非常上告は何う云うことになるのか。

兼子委員 破棄自判は小法廷でも全員一致すれば行へる、非常上告は、審問部訴訟法で規定すれば、それでやれることになるのである。

草野委員 停年に長官と判事に段階を設けねば如何。

樞密院顧問官の平均年齢に比しても七十五年は高きに矢する、七十二か七十三位を相當とする。

奥野委員 一率に七十年とすることも一応考えたが、それでは機動性がなくなるので樞密院顧問官、内閣閣僚の年齢等を調査した上で段階を設けた、樞密院の樞密院顧問官の年齢は就任の際の年齢であるから御注意あり度。

宮城委員 草野委員に賛成なり 長官は「首席判事」とし、首席判事も普通判事も全等
等とし俸給、定年に差別を設けざるを可とする。

奥野委員 憲法改正案の修正案でも長官は首相と同等にして特別に高いものとして居る
旨も掬まねばならぬ。

議長 宮城委員の提案、判事は總て平等とする意見に賛成者は、挙手せられぬ。挙手者六
名（少数）

定年を七十二年とする提案に賛成者は挙手せられぬ、挙手者十二名（少数）

原案に賛成者は挙手せられぬ。挙手者十五名（多数）

（出席委員總數二十九名なり）

菊井委員 決定による裁判も統一の要ありと思考するも如何

齋子委員 抗告事件は、概して輕微事件であるが、同じ事件が判決と一つ、それによつ
て統一されるであろうから抗告事件は除外した。

正午 休憩

午後一時三十分再開

議長 小法廷の構成を五人とする提案を採決します。

○ 提案賛成者 十二名（少数）

議長 昨日の審議で留保せられて居る第三小委員会関係の大審院において事實審を爲すべ
きや否やの問題につき審議を爲すこととす。

宮城委員 大審院における事實審は現在上告によつても職權によつても出来ることになつ
て居り、これは、他國に立法例のないところであるが、事實審理の結果無罪になつた事
件も多い、多少の弊害がないでもないが、其の利益に比して、問題にならぬ。現在、実
行されている制度を廢止するには、餘程の理由がなければならぬ、事實を無視した法
理問題のみの審理は、眞の裁判とは云ひ得ない、宜しく事實審を爲すべきである、

吉田委員 宮城委員に賛成なり。

刑事裁判に在いては要するに刑の量定と事實の認定が核心である。單なる法理のみでは、
適正の裁判は望み得ない、起草委員の説明では、十五名の判事では事實審を行ふこと不
能なりとのことなるも、私見によれば必ずしも不可能とは考えられぬ、体面より率直に
述べれば、判事の待遇を改善し、判事數を現在の半數に減少しこれによる予算を待遇改
善に充当することによつて能率を向上し得る、院長を總理大臣、判事を國務大臣と同等
の待遇としても、充分事件は処理出来る、違憲事件の數は左程多くはないと思ふ、事實

審を扱つても負担過重とはならぬ。

正木幹事 現在の三審制が二審制になるのは国民一般に対する影響が頗る面白くない。

少くとも憲法の改正によつて現在よりも、悪くなると云う様なことは、絶対止められ度。

塚崎委員 統計的資料の提出を希望する。

草野委員 事案審理に対しては従来個人的に疑を有す。審級を重ねることのみでは真実を発見出来ない、豫審判事の時代に、真実を発見したつもりで居た事件が公判に廻つてから、がらりと一転したことが往々あつた、徒らに何遍も審理を重ねて事件を長延かすことは迅速な裁判を受け得ることを国民の権利とする新憲法の趣旨に即ふ所以でない。

田多井委員 草野委員は審理の重なるに従つて反つて事実に遠くなると云ふが、然らば其の呉例を承り度。

国民の裁判に対する信頼を維持する爲めに官城委員の意見に賛成す。

佐藤岡委員 昭和十六年における刑事事件上告總数一九九六件、内破棄自判一六六件、事案誤認のもの三一件、刑の量定不当のもの二七件なり。

奥野委員 新憲法上、最高裁判所は最も高いものとされ、小委員会においても判事数は七名、九名、精々十五名であつた。最高裁判所の重大使命は一切の法令の違憲なりや否や

の裁判に在る。十五名の判事では、事件の処理に手一杯であると思料する。高等裁判所判事を大審院判事と同程度のものとし裁判の適正を保持することに努めんとしたのである。刑事事件につき事案審を爲すこととなれば民事事件についても事案審を取扱ふこととなり、別の構想になる。現在の構想では到底事案審を行ひ得ない。

議長 最高裁判所において事案審の取扱を爲すこととする意見に賛成の委員は挙手せられ度。 挙手者 十二名(少数)

原 委員 最高裁判所の判事数を多くすることが困ると云ふのは了解出来ぬ、最高裁判所の判事の名称は「大法官」と称するを可とする。違憲事件は、そう多数とはならぬと思ふ。最高裁判所の判事を何十人も置くことは困難であろうが、定員の最底限を定めて置いて、それ以上は、適当に實際に依じて判事を置き二級位の段階を設けて差支ないと思える。調査官或は、小法廷とか裁判所の構成を複雑化することはよくない。事案審の問題については刑事と民事を同一にせねばならぬことはない。人権蹂躪の根を断たねばならぬのである。

議長 原委員の意見は、当局え其の旨を伝へることとする。

長谷川委員 名称は大審院として直いて差支ないと思ふ。

奥野委員 今迄の大審院とは別の新しい非常に高い司法機関であると云うことを名称の上にも表し度いので、大審院とせずに最高裁判所としたのである、又新憲法第七十二条により最高裁判所は憲法により直接に設けられる唯一の司法機関であり憲法の規定上最高裁判所は個有名詞ではないかと云う考え方もあるのである。

議長 大審院と云う名称を続用する意見に賛成の委員は、挙手せられ度。(挙手者なし)
大法官と云う名称を用ふる意見に賛成の委員は、挙手せられ度。(挙手者なし)
次に第二高等裁判所関係の審議を爲すこととす。

内藤幹事 要綱案第二高等裁判所の部分朗読、

栗林幹事 管轄の(二)につき行政訴訟事件は裁判所においては一案限りとなる様であるが弊害なきや。

兼子委員 行政訴訟事件の一案は地方裁判所の管轄であり特に訴願裁決を経たものだけが一案として高等裁判所の管轄になる趣旨である。

沢田委員 現在下級庁の処分に対する出訴には訴願裁決を経ることを要することになつて居る。斯かる事件については、地方裁判所にかかる必要もなく直ぐ高等裁判所にかけてもよいのではないかと云うので原案を採つた。

栗林幹事 租税裁判所を設置するとの報導もあるか如何。

沢田委員 アメリカにおいては租税裁判所或は関税裁判所存するも、それに該当するものを我国でも設けるかどうか。大蔵当局と相談して考えて見度いとは思つて居るが、未だ、纏つた意見はない。

草野委員 最高裁判所の六名称中に、長官たる裁判官の官名とあるが、職名とすべきではないか。

議長 事務当局に、研究の上修正の要あらは、修正して貰う様致し度し。

鈴木委員 行政裁判の關係については、意見及質疑あるも、本日は留保し置き度。

佐藤委員 刑事關係においては控訴事件は従来の約四倍位に上る見込みなり、之が処理の爲めには判事の増員を決定せねばならぬし覆審主義を保つて直接審理主義によることとなつたから、裁判に對し国民の協力を求めなければならぬことが非常に多くなる。その爲めに高等裁判所の支部を、地方裁判所所在地に設置することとするを相当と思考し、一設置の部に左の項を加へ度。

「高等裁判所の事務の一部を取扱はしめる爲其の管轄区域内の地方裁判所所在地に高等裁判所の支部を設置することが出来るものとすること」。

議長 佐藤委員の修正意見を採決致し度。

全員 修正に賛成

末延委員 高等裁判所については、裁判官の少数意見の発表の問題は考えなかつたか、少数意見も国民に裁判の内容を知らせる爲に発表させたがよいと思考する。

兼子委員 高等裁判所の裁判については、少数意見の発表の必要なしと考えた、

佐藤委員 六ノ(一)判事補助と云う名称は、裁判官と誤解される虞あるを以つて、調査官と修正しては如何。

議長 佐藤委員の修正意見を採決す。

全員 修正に賛成

三野委員 任用資格甲ノ(イ)中「副判事」とは紛らしきを以て判事補と修正しては如何。

奥野委員 判事補助を調査官と修正すると六ノ(一)の司法事務を取扱ふことが変になるのではないか。判事補助は或程度の司法事務を取扱ふのであつて最高裁判調査官とは其の性質が若干異なるのである。

議長 三野委員の修正意見は、地方裁判所の部分で審議することとする。

奥野委員の意見は調査官としてにおいて解釈運用にまかせおくこととしてよいと考えるが

如何。……(賛成と呼ぶ者多し)

原 委員 調査官は身分保障は何うなるか。

議長 身分の保障はないと考える。

奥野委員 調査官として証拠調等は取扱はせないこととするのも一方法であると思う。

今枝委員 調査官とすることなれば備考の「員数は裁判官と同数とする。」は必要ないと思ふ。

奥野委員 備考を削除し差支なし。

議長 備考削除につき異議なきや(異議なし)

菊井委員 学識経験者から簡易裁判所判事になつた者で司法事務の経験の少ない者の任用資格は何うなるか。

兼子委員 五年簡易裁判所判事をやればよいと考へている。

吉田委員 下級裁判所裁判官の身分保障如何。

奥野委員 十年毎の任期で、弾劾裁判所の弾劾があるだけである。

議長 次に第三地方裁判所関係の審議を爲すこととす。

内藤幹事 要綱案第三下級裁判所―地方裁判所の部分朗読

栗林判事 任用資格につき、陪席判事には短い経歴でなれるか斯る未熟達者が裁判の合議に与かることは、合議の趣旨を達成し難いと考えるが如何
齋子委員 現在の豫備判事の年限を長くした豫を趣旨である。

一部に一人に限ることとする見込である。

三野委員 副判事は判事補と修正するを可とす、

奥野委員 検察庁の方で副検事と云ふがあるので、それと歩調をそろへたのである。高等裁判所の判事補助を調査官と修正することになつたから。判事補とするのもよいかも知れない。始めの案では副判事は裁判に関与せしめぬこととしたが、或る程度裁判に参与させて、司法事務の見習をさせた方が効果があると考へたので、現在の豫備判事と同様なものとした。

佐藤國委員 陪席判事として実務を修習させる趣旨である

議長 副判事を判事補と修正して差支なきや。

採決の結果 修正に決定

黒川委員 判事補を陪席判事として二名以上認めめと云ふことは明文化するののか。

奥野委員 法文に明定する。

菊井委員 三構成(三)中「合議体で審問裁判することを相当と認めたとき」の下に「又は当業者双方の申立ありたるとき」を加ふるを可とする。当事者双方から申立があつたら、合議体で裁判することによる方がよいと思ふ。

齋子委員 地方裁判所の裁判は、単独制を原則とし、単独判事が準備手続的審理に於て合議体で裁判する必要があると認めた場合にのみ合議体で裁判することとした。当事者の合意によつて合議体の裁判を受け得ることとする意見には賛成出来ない。

奥野委員 地方裁判所の裁判官も高等裁判所の裁判官も相当高い地位の裁判官としたのは、原則として、地方裁判所では単独制とする趣旨に基づくのである。

議長 菊井委員の修正意見に賛成の委員の挙手を求む。

大多数 挙手

奥野委員 合議体の裁判を受けることの申立があつた場合、従来の区裁判所であつた裁判所で判事か、足りぬときは、判事を其の裁判所へ呼ぶのか或は、当事者の方から、地方裁判所へ行くこととするか。

鈴木委員 實際問題として判事一人の裁判所に対し、合議体の裁判を求むる申立はしないから問題は起らないと考へる。

内藤幹事 合意の時期を制限する要なきや。

鈴木委員 制限せずに実際の運用で、合意の乱用を防止することとするを可とすべし。

議長 次に第四簡易裁判所関係の審議に移ることとす。

内藤幹事 要綱案第四下級裁判所―簡易裁判所の部分朗読

鈴木委員 任用資格(二)につき「学識」の字句は削除するを可とす。鈴衛委員会に咨せればよいので必ずしも学識に拘泥する必要なしと思考する。

長谷川委員 学識の点よりも寧ろ経験とは何の経験か明らかでない。

議長 常識で判断出来るから差支ないと考える。

牧野委員 調停法では「適当なる者」とした例があるように思ふ。

議長 人事調停法では、「徳望ある者其の他適当なる者」となつて居る。

今枝委員 「学識経験者とは各種任用令中でも常用されて居る字句である、学識とは必ずしも学歴のみを謂ふものではなく、経験とは、其の職務を行ふについて必要を経験を謂ふのである。

議長 此の点は原案通りでよいと考えるが異議ありや。(異議なし)

栗林幹事 五の司法委員以下の規定は、裁判所法中に規定する趣旨ではないと考へるが如

何。

奥野委員 裁判所には規定せず訴訟法其の他の法律中に規定する趣旨なり。

佐藤惇委員 六の訴訟手続中(三)は特に法律の条文に斯かる規定を置く必要なしと思考する。若し法文に表すなら、軽微な事件を簡易迅速に審理すると云ふことを掲げるを以て足りると考える。

牧野委員 第一小委員会においても簡易裁判所の設置につき大きく考へた者と又軽く考へて、簡易裁判所は裁判所と云ふ程のものでないと考へた者があつた。簡易迅速に事件を審理すると云ふことは所謂形付け主義である、日常の鎖煩事も鄭重に審理して貰はねばならない。簡易裁判所設置の趣旨は決して、事件の所謂形付け主義であつてはならぬ。信義則の適用に重きを置いた審理を爲すことが其の目的であらねばならない。

刑事においては、論者或は復讐者の概念導入を論ずるも、復讐的効果の必要のあることあるも一般予防は更に必要なり。仮出獄の制度は、刑事裁判の事後調節に外ならぬ、我国累犯統計の数字の増加は不幸なことを示している。

新憲法の下における我國の裁判は、信義則によつて爲さるべきであり、このことは明らかにすべきである。

刑事局長は牧野の案は平凡だと云はれるが然らず。言葉はアカデミックになつて居るが、それはアメリカのブリゾンアソシエーションのデクラレーションを参考として立案した爲めである。この儘の言葉では裁判所構成法中に規定するに、他の条文との釣合上言葉が不適當だと云ふなら字句は適當に考慮してこの趣旨を是非法文に明定して貰ひ度い。近代法に於ては、斯る概括的な当該法律の根本精神を法律の最初に規定する傾向である。民法にも刑法にも、この根本精神の規定を明定することを希望するが、それが賛成せられないなら、せめて、簡易裁判所の法律中に信義則によつて裁判を爲すべきことを明示せられ度い。只簡易迅速に事件を処理すると云ふことだけでは、不充分である、形式論理にとらわれず、案理をつくして、信義則に基き審理する意味合を考慮せられて明定せられんことを切望する。

民事においては信義則、刑事においては教育刑主義に基き審理すべきである、この根本精神は簡易裁判所における審理の指導原理とされねばならない。新憲法の下に大抱負を以て立案される簡易裁判所に関する規定には、このことを明定すべきである。

兼子委員は、この原案において自由裁量と云ふ言葉を用ひられたが自由裁量は二十世紀に発達したので現在は更に一步前進して自由裁量とは何う云ふことか、それを分析して

居るのである。予め提案は、自由裁量を分析して表現したものである。

議長 牧野委員の意見については休憩して懇談的に審議を爲すことと致し度し。

(休憩)

(牧野委員の意見については、次回総会迄審議を留保することとなりたり。)

長谷川委員 判検事は一定の年限弁護士の実務に従事した者より任用すべきことに将来実現して頂く様に、希望する。

五鬼上幹事 長谷川委員の提案は、附帯決議の意味か。

長谷川委員 然り。

議長 長谷川委員の提案に異議なきや。(異議なし)

次に第五其の他の事項につき審議す。

内藤幹事 要綱案第五其の他の事項朗読。

鈴木委員 四の試補制度の(四)は司法大臣となつて居るが最高裁判所でやるのが相当と思考する。修正案を提出する。

草野委員 司法省の存廢問題如何。

長谷川委員 試補については、小委員会の決議で最高裁判所でやることになつたと記憶し

ているが、どうか、

梶田委員 最高裁判所案は八名で少数意見となり司法大臣とすることに決議になつたのである。

本内委員 会計については議會に対する責任者は何人となるか、

議長 司法省の存廢問題が先決問題であるから、日を改めて審議することと致し度し、

次回總會は十四日午前九時より開催し審議を続行することに致し度し。

散会 午後五時二十分。

録取 北川書記

○ 昭和二十一年八月十四日開催司法法制審議會第六回總會議事要録

於 東京第一辯護士会館

(議事經過概要)

開会 午前九時

有馬議長 十二日の第一小委員会の報告總會を続行し裁判所法案要綱案第五其の他の事項

中四の試験制度から審議を爲すこととす、

松尾委員 小委員会に於ては本問題は司法省を存置するものとしてこの条件附きの決議と承りたるも五の会計関係については問題紛糾すべし、

田多井委員 小委員会において予は先づ司法省の存廢問題を先づ決したる上、本問題を審議すべしとの意見を述べたり、会計については仮に司法省を存置するものとしてとの案件附にて本案の通り立案せられたり、

沢田委員 新憲法に於ては、司法権の範圍を拡張し法令の審議權を附与せられた結果或る意味では司法権は立法権、行政権を監督する立場に立つこととなる、裁判官が法を適用執行する態度、即ち裁判官の根本的心態へを、新たにせねばならぬと考える、牧野委員

は民事、刑事の裁判官の心控へを屢々説述せられたるも行政事件の審理についての心控へについても御示しを願ひ度いのである、

議長 四の四につき意見ありや、

松尾委員 四については賛成なるも四については、予が司法研修所長として現在六十五名の試補を預り修習を爲さしめて居る、実績に鑑み実務の習修指導には遺憾なかりしも方面の育成には、充分ならざるの感あり、依つて、人格的方面の指導に重点を置くを相当と思ふ、英國に於ける、インスオブコート及び判事の任用制度は大体理想的なりと考へる、新憲法においては司法権は立法権、行政権よりも高いものとされるのでこの名譽ある、最高裁判所の判事たらんとする、判事志望者は多くなると思ふ、故にその修習は最高裁判所に於て爲すを効果的なりと思ふ。

細川委員 松尾委員の意見に賛成なり、司法研修官の設置を望む

中村四委員 行政事務の範囲に属する事項であるから原案に賛成なり

原委員 實際上からしても司法省に委せ置くを可とする

吉田委員 松尾委員の意見に賛成する最高裁判所は司法關係につきルールを定むる権限あり、司法大臣の司法行政監督權と、からんで相当考慮すべき問題である

三野委員 松尾委員の意見に賛成なり裁判事務の習修であるし、最高裁判所は下級裁判所の人事権を有するを以て最高裁判所において爲すべきである、

栗林幹事 松尾委員の意見に賛成す

試補の習修をどこでやるか弁護士会、検察庁何れも不可とすれば最高裁判所の外にない
長谷川委員 松尾委員の意見に賛成なり弁護士会でやるのが理想的であるが現在弁護士会試補の修習だけでも容易ではない実状であるから一歩譲り最高裁判所でやるのに賛成する

田多井委員 事務の性質論から決定すべきではない、如何にして立派な判事權事弁護士を造るかを目的として決定すべきである

中村四委員 最高裁判所においては斯かる、雜事をやるところではない弁護士が官吏に準ずるものなりとすれば内閣の定めるところによらせるのも一つの考へ方であらう
不正な審査があつた場合の如きに国会に対する責任問題等を考へれば内閣でやらせるべきである、

佐藤四委員 原案は現行法通りとする趣旨である、現在では裁判事務の指導は裁判所及び検事局に依頼してやつて居るが従来は実務方面の習修のみに傾く嫌があるので新に研修

所を設けて朝野の名士を招き識見、人格の向上に重を置くこととした。修習に一弁する行政事務を司法大臣がやると云ふ趣旨である

修習の指導は裁判官、検事、弁護士、朝野の名士、学者等に依頼することになるが、そんなことを、最高裁判所でやることは実際問題として困るであろう、内閣や議會に責任を持つ司法大臣がやるのが相当である、

塚崎委員 刑事局長の説明を承り原案に賛成す

飛鳥田委員 原案に賛成す、

木内委員 修正に賛成す、

佐藤綱委員 原案に賛成す修習の世話をすることであるから司法でやるのが良い、

神原委員 最高裁判所において為すを可とす、

中村(四)委員 最高裁判所の裁判官は議會に対して責任がない、それが国家試験に属する任事をするのはどうかと思う、

松尾委員 新憲法第七十三条によれば検察官も最高裁判所の定めるルールに従ふべきであるから、最高裁判所でやつて差支ないと考える

議長 「司法大臣」とあるを「最高裁判所」と修正する意見に賛成の委員の挙手を求む

挙手者二十一名 (出席委員四十一名)

修正可とする委員は過半数なるを以て修正に決定す、

細川委員 五の会計につき小委員会の原案起草理由如何、

梶田委員 下級裁判所の人事も最高裁判所でやることになるので予算会計も最高裁判所でやらなくては不都合が生ずるし、一々予算会計につき司法省に相談するのは司法の独立が徹底しないとの理由である、大蔵省議會に対する関係については追て考慮することとし採決の結果多数決で本案の通り決定したのである、

細川委員 原案に反対す、司法省において為すべきことに修正意見を提出する、最高裁判所が下級裁判所の人事権を持ち試験修習に関する仕事までもやることになつたのは司法の独立上寔に喜ぶべきことである、然し会計事務は司法の独立論のみでは決しられぬ予算は國務大臣が閣議において議し主張を爲さねばならぬ、予算の請求に関する行政折衝と言うものは並大抵ではない、それを最高裁判所の長官がやるとなると裁判の俗化を来す、司法の独立は重大であるが實に司法の尊厳、威厳はなほ重要である、現在我國において司法は殆んど完全に独立している。寧ろ、司法に対する尊厳の点に若干遺憾の点がある、

新憲法においては司法大臣の性格は変り、裁判所に対する人事権がなくなるから司法大臣の仕事としては、司法の維持発達を図ることが最も重要なものになる、従来司法大臣が、裁判に干渉した様なことは我が国においては其の事例に見ない、政党内閣、政党から司法大臣が出た時代に所長検事正が勅任となつたし又、司法政務官が司法予算の増額に懸命の尽力をした、ことに徴しても将来政党内閣となり、司法大臣が政党出身となり、司法大臣が裁判所の予算會計事務を掌理することとしても司法の独立を害するが如き懸念はないと考える、

吉田委員 原案に賛成す、

司法行政監督権と關聯し重要問題なるを以て明確に決定し置くの要あり、

長谷川委員 司法独立の爲には、是非予算會計を分離しなければならぬ、最高裁判所で予算をやると最高裁判所の俗化を来し、最高裁判所長官が大蔵大臣や内閣閣僚の顔色を伺ふことになる云うが、司法大臣が予算をやることになれば、最高裁判所長官は司法大臣の顔色を伺わねばならぬと云ふことになるではないか。

中村(父)委員 根本論に立てば原案に反対である、新憲法においても予算は内閣―國務大臣が処理するのである、實際問題としても最高裁判所長官に予算のブン取りの様な仕事は

やらせたくない、

坂野委員 憲法改正により裁判所は司法省の監督を受けぬことになる、予算は最高裁判所から直接に大蔵省又は内閣へ請求を提出することとすれば差支ないと考える、現在兩院や行政裁判所の予算でやつて居る様にすればよいのではないか

塚崎委員 原案に反対なり、會計法上不能と思考す

原 委員 原案に反対なり細い司法行政事務を効果的に運営し司法の発達のため司法省は存置せしめるを可とし、予算は司法大臣が主張大臣となるを可とする、閣議でも主張する大臣のない予算は衰微するばかりである、

細野委員 若し司法省が廃止されるとどうなるか予算だけは何か特別の機關でも設けるのか、

原 委員 司法省の廃止は想像出来ない、司法省の管掌事項は確かに減少するが、司法省は必要である、

細川委員 司法の維持発達には國務大臣を要する、若しそうでなければ司法の独立でなく司法の孤立となる

牧野委員 小委員会でも原案に反対した一人である、今迄司法省でやつて居つて別段不都

合もなかつたし、若し最高裁判所でやるとすると種々の不便も考慮される、理論の問題でなしに事情の問題と考へる、

細野委員 英國では大蔵省から大審院へ財務官が来て予算の仕事をやつて居る、

三野委員 原案賛成予算を司法大臣にやらせる理由の主なるものは、一、最高裁判所長官は閣議に列席しないから不便だと云ふが便、不便は論拠にならぬ 二、最高裁判所判事が予算の折衝を行政官とすることは困ると云ふがこの点は一向差支ない 三、司法の発展には司法大臣の援助尽力を要すると云ふが司法の発展には行政大臣の援助を待つ必要はない、憲法、会計法、会計規則、会計検査法は司法省に裁判所の予算を整理せしむるの論拠とはならぬ、

村岡委員 民間人として公平な立場より見れば独立すると勢ひ独善になる、それを或る意味で防ぐ爲め、原案に反対す、

田多井委員 政党政治になると、立法と行政が一つになつてしまふ、政党の専制の虞がある、これを防ぐ爲め、司法に大きな権限を与へて最高裁判所を國家の最高機関としたのである、その最高機関たる最高裁判所が予算は自分でやることができないと云うことは無意味である、

小島委員 原案反対なり、實際問題である予算権をどうこうと云うことは問題にしないのでよい。

佐藤委員 事務当局としては原案に反対であつた、理論より實際問題である、予算の請求は非常な苦勞と宵折りをしているのである、大臣があつてさえ猶且つ然りである、主張すべき者がないとなると仲々予算の請求が思うにまかせなくなれると思う。

単に請求書が大蔵省に出して大蔵省から内閣へ提出し議會へ提出するだけでは、到底、思う様な予算は取れない。現在全國に三四三裁判所あり、この内戦災に因り復興政策を要するものは七五裁判所である、又簡易裁判所が設置されることとなれば全國で約一、〇〇〇の簡易裁判所を設置しなければならない、この多數の裁判所の会計事務を最高裁判所の限られた人員で処理することは相当困難である、又同一庁舎内に裁判所と検事局がある場合等は予算を司法省でやれば便利であるが分離されると、複雑となり、不便である、予算会計の事務が司法省に残されても司法の独立の完全を期し難いとの心配は細川委員の述べた通りなと思ふ、従来人事が司法省で行われた時代でさえ、心配はなかつたのだから況や人事が司法省から最高裁判所へ移るのであるから絶対其の心配はないと思考する、

山口幹事 原案に賛成なり、裁判所の予算も内閣を通じて国会に提出される、司法行政権には俗務的な仕事もある、予算事務も俗務であるが最高裁判所に雇せしむべきである、予算、会計事務の爲に事務局長を置くか、長官を國務大臣と兼務せしむるか或は弁務官を設けるか方法は種々である、英國の如きは國 尙書として閣議に列席するのである、予算なくしては独立は効果なし、閣議で予算の主張と爲す者のないことは不便であるが最高裁判所の権限を束縛することのない機關をして主張せしめることとすればよい、

栗林幹事 原案賛成

行政官が國を傾けた例はあるが、司法官が國を廢滅に導いた例はない、司法官にはいくら強力な権限を与へても心配はないのである。

議長 会計事務を如何にすべきか、採決に依り決することと致し度い、

原案に反対の者は挙手せられ度、

挙手者二十五名(多数)

では決議により原案を「裁判所の予算は従来通りとすること」と修正す

一応以上を以て裁判所法案要綱案の審議を終りたるを以つて休憩し午後は第二小委員会(民法關係)の報告會議を爲すことと致し度し、

午後一時 休憩

午後二時 再開

午後は坂野第二小委員会主査より同小委員会の議事経過報告あり、

村上幹事民法改正の要綱案を朗読し各委員幹事の間に同要綱案につき質疑応答 意見の交換ありたり

其の議事経過概要は別紙の通り(光野書記録取、第二小委員会記録に編綴)

午後五時二十分 散会

○ 昭和二十一年八月十五日開催司法法制審議会第七回總會議事要録

於 東京第一弁護士会会議室

(議事経過概要)

午前十時三十分開会

有馬議長 本日の總會では、先づ裁判官国民審査法案要綱案につき審議を爲すこととする
内藤幹事 裁判官国民審査法案要綱案を朗読、

有馬議長 要綱案につき、質疑又は意見あらば承り度し、

鈴木副委員 三の審査前の措置には裁判官の氏名のみを周知させることとなつてゐるが投票人が裁判官の適否を判断する資料として重要事件を公報とかラデオで周知させるを、相当と思考するが起草委員の意見如何、

梶田委員 裁判官は知名の士がなるのであるし、裁判については委員を明かに発表することにもなつてゐる又、ルールで判決言渡の際意見の陳述をすることが出来る様に規定することも出来るのであるから国民として裁判官について判断することが出来るものと考え、

宮城委員 投票用紙及び投票の過半数とは如何、

奥野委員 投票用紙は衆議院議員の投票用紙と同じ用紙とする意見である、投票の過半数とは全部の投票数の半数を越ゆる趣旨である、

有馬議長 他に質疑及び意見なくば要綱案の原案につき採決することと致し度、

○採決の結果 要綱案原案に全委員賛成

有馬議長 次に裁判官弾劾法案要綱案を審議することとする、

内藤幹事 裁判官弾劾法案要綱案を朗読

松尾委員 二の訴追機関について議員二十名を以つて組織する訴追委員会を設けることとなつてゐるが裁判官国民審査法案要綱案の方は直接に国民が審査することになつてゐる、其の理由如何、

兼子委員 公の弾劾とは、公衆の弾劾と解する、国民が直接に訴追するか又は国民の代表たる衆議院議員が訴追することとするか考慮したが原案の通り後者に依ることとなつた別案は小委員会では問題にはならなかつた、國民に議會に対し特定の裁判官につき弾劾の請願を爲しこれによつて訴追委員会の発動を求めることが出来るのである、

勝田幹事 訴追の請願は、他の一般の請願と同一のものか又訴追委員会は検事総長に捜査を求めることが出来るか新憲法案第五十八条の兩議院の調査との關係如何。

兼子委員 訴訟委員会は請願がなくても自発的に発動出来るのである従て訴訟の請願は重要な性のないものである。

検事総長に対しては具体的事件につき必要ある場合捜査を求めることが出来るものと思考する。

新憲法第五十八条の両議院の調査権とは全然別のもので考へる。

鈴木(國)委員 弾劾裁判は一番限りか、刑事訴訟法を適用することになつてゐるが弁護人は何うなるか。

兼子委員 刑事訴訟法を基礎としてルールを作るから弁護人も出来る。再審は出来るがそれ以外は認められないと思考する。

田多井委員 弾劾裁判所は常設することとなつてゐるが如何。

兼子委員 弾劾裁判所の裁判官も常設され議会の開会中でない場合にも裁判をなすことが出来ることとする趣旨である。議會解散の場合には、新しい權威とせねばならない。堀委員 弾劾裁判をする者を常任とすると、弾劾を受ける者ある裁判官が弾劾裁判をする議員に運動的方法をなす危険がある、常任とせざることに動議を提出する。

兼子委員 常設でないと議会の会期中でないときは特に臨時議會招集を要することとなり

不便なるべし。

内藤幹事 常設とせず具体的に事件が起つた都度弾劾裁判所を設けることとすると政治情勢杯によつて複雑な關係となる傾があると考へられる。

佐藤(剛)委員 一ノ(四)は議員の資格のない者が裁判をすることとなり、不当がある。

兼子委員 實際問題として折角裁判が始まつたのに御假算にすることは審理の遅延を來し、裁判官も非常な迷惑である、此の場合の資格については法律を以て設ければよいと考へる。

木内委員 佐藤委員の意見に賛成である。

沢田委員 アメリカでは資格を喪失する判例であると思ふ、

松尾委員 無資格者が裁判を爲すは違憲である考議の要あり

三野委員 小委員会の際は原案に賛成したが、松尾委員の意見に賛成する。

奥野委員 起草者においても此の点は疑問として居たのであるが違憲となるなら削除して差支ない、

有馬議長 一の(四)を削除する意見に賛成の委員はありますか

(賛成者多数、一の(四)削除に決定)

兼子委員 一の四の削除に伴ひこの四中「四及び七」を「六」と修正する必要がある、
有馬議長 兼子委員の修正意見に異議なきや（異議なしと呼ぶ者多数）

異議がなければ修正に決定す

牧野委員 五は議員が政治的策動により或る特定の裁判官の職務執行を故意に妨げる爲に
訴追すると云ふことが起り得る虞あるを以て訴追を受けたる場合と雖も最高裁判所長
官は、弾劾を受けた裁判官に其の職務を行はしめることが出来ることにしては如何。

兼子委員 其の点については起草の際考慮せるも責任問題も考へなければならぬので止
めたのである、

有馬議長 牧野委員の意見は注意的発言ありし程度に止むることとし異議なきや（異議な
しと呼ぶ者多数）

裁判官弾劾法案要綱案の審議は此の程度とし次に行政訴訟に関する特別要綱案につき審
議を爲すことと致し度、

内藤幹事 行政訴訟に関する特別要綱案を朗読

松尾委員 冒頭の四につき公法上の権利関係か私法上のものか不明なる場合に私法上の権
利関係として審理を爲したる後公法上の権利関係たることが明かとなつたときは上告理

由となるか公法上の権利侵害に對す賠償請求も行政訴訟によるか、四の規定の趣旨如何
八は保証を立てしめる趣旨か。

兼子委員 四については、私人間の損害賠償は含まれない趣旨である、四については、行
政事件においては被告がどの官庁になるか一般人として判断に苦しむので被告の表示に
誤りが往々あるから、それを訂正させる途を拓いたのである、出訴期間の計算は最初の
訴状提出のときからとする趣旨である、

八については行政事件の性質上民事訴訟の場合とは違つて保証は立てさせる必要がない
と考へる、

松尾委員 四は規定の要なしと思考する四は出訴期間の關係につき、兼子委員説明の如し
とせば其の趣旨を明定し直ぐを相当と思考する理論上は訂正のときからとなるべきもの
と考へる、

鈴木傳委員 行政庁における命令及び行政法規の解釈、適用が従来区々となり居るを以て
全国的に統一の必要ありと思考する、行政処分により損害を受けた者は其の行政処分の
取消変更を求める爲に主務大臣に對し裁定を請求することを得ることとし、一定期間内
に裁定のないときは行政処分は効力を失ふべきこととしては如何。但し原案通りでも別

に異議はない、

沢田委員 行政処分は下は町村長の処分から上は大臣の処分等其の種類は極めて多く一々処分を受けた者がそのエキスペンスで主務大臣の裁定を請求させることとするのは、反つて当事者に不便であると思ふ、

行政官庁の行政法規の解釈の統一については従来努力しているが種々の事情で仲々困難である、原告の負担でそう云うことを図ると云ふことは何うかと思ふ、

白銀委員 各省において行政法規の解釈の統一を図り通牒を發し努力し居れり今後一層努力し統一の強化を図ることと致し度し、

鈴木副委員 前述の意見は撤回することとす

三野委員 一三につき特に規定するの要なしと思ふ、

兼子委員 行政事件では一般的に斯る問題が多いから特に規定を設けることとしたのである、

菊井委員 四は上級審で判明した場合は何うするか。九の書面審理を認めた理由如何、

一四につき若し確定判決が守られなかつた場合における判決の効果如何、

兼子委員 四は裁判所の責任で取扱つてやる趣旨である、上級審において判明した場合に

は上級審でも改めさせて、原判決を破棄し差戻すこととなる、一四については直接の当事者とならない官庁にも判決の効力を及ぼさしめる趣旨なり、判決に服従しない場合には監督関係で一応形が着くと考へている。それ以上のことは考慮して居ない。

沢田委員 四は実例として被告を誤ることは僅少である二審で発見すると云ふが如きことは実例問題として方々ないと思ふ

九の書面審理を認めた理由は裁判の迅速を図る爲である

松尾委員 冒頭の句はどうしても必要か私人間における公法上の権利関係の場合も含まれるしとの疑あり、

沢田委員 公共団体間の契約の如きものを考へているのである、規定を必要と考へる。

有馬議長 他に意見なきや（なしと呼ぶものあり）意見がないやうであるから原案の通り決定することと致し異議なきや（異議なしと呼ぶ者多数）原案通り可決することとす、次に簡易裁判所に関し牧野委員より提案があるから、それにつき審議を爲すことと致し度し。

牧野委員提案（朗読）

裁判所法又は適當の法律中に次の趣旨の規定を設けること、簡易裁判所は訴訟法の精神

に則り健全な常識によつて簡易且つ迅速に手續を行ひ民事においては法律に従ひ実情に即して紛議を衡平に解決し又刑事においては刑の適用につき、公共の福祉を保持すると共に犯人の更生を考慮するものとする、

牧野委員 (右提案の趣旨及び懇談の結果本提案を作成するに至つた経過の概要を説明する)

簡易裁判所における管理は單に簡易迅速に手續を行ふと云ふことだけでなく民事においては信義則に従つて情に即し紛議を衡平に解決し、又、刑事においては、刑の適用につき公共の福祉を保持すると共に犯人の更生を考慮するものであることを法律中に明定して置くのを相当と思ふ。刑事においては從來兇悪犯人の更生が考慮されず司法的テロリズムに陥つて居た感があつた、簡易裁判所が新しく出来るに當つて刑の適用について特に右犯人の更生を考慮することと致し度い趣旨である、

有馬議長 牧野委員の提案に異議なきや(異議なしと呼ぶもの多敷)

異議がないようであるから採択することに決定する、

正午 休憩

午後一時三十分再開す

午後の審議においては、前日の民法改正要綱案の継続審議を行ひ殊に家の廃止問題につき各委員幹事の間に活発なる意見の交換、論議が行はれ、大体論議も尽くされたが委員の間に容易に意見の一致が見られないので更に明日の総会で審議を重ねることとなり次に基本的人権保護法律案要綱案につき、提案者を代表として細野委員から提案の趣旨説明あり賛否両説に分かれ、牧野、佐藤兩委員は人身保護の根本精神には賛成であるがこの提案には猶ほ慎重考慮を要する点が少くないから賛成できないと意見を述べ議長は結局賛否を採決により決することとしたが原案に反対者は九名(少数)で原案を採択することに決定された。(右午後の審議は光野書記において録取し、第二小委員会關係記録に編綴されて居る、北川書記附記)

午後五時十分散会

明十六日午前九時より次回総会を開催し民法改正案要綱案の継続審議を爲すこととす。

○ 昭和二十一年九月十一日開權司法法制審議會第九回總會理事要録

於 東京第一弁護士会

(席上配布書類)

- 一、第二回司法法制審議會總會における修正事項及び決議事項
- 二、基本的人権保護法律案要綱案
- 三、検察庁法要綱案
- 四、民法改正要綱案追加
- 五、刑事補償法の一部を改正する法律案の要綱
- 六、刑法の一部を改正する法律案の要綱
- 七、恩赦法案要綱

出席者 別紙記載の通り

午後二時開会

五東上幹事 これより開会致します

有馬議長 (臨時法制調査会第三部会長) 前總會以後の御協議の結果をお纏め願ひ答申案として頂きます、先づ各小委員会の主査より経過の御報告をして頂きます

原 委員 會議に入ります前に一寸御願ひ致します

当審議會創立以來問題となりました、憲法改正草案第二十二条ですが、民法の家族制度の關係があり金森國務大臣に右同条の説明をお願いしましたが、本日は貴族院の會議があり御都合出来ないとのことで入江法制局長官に御願ひし御出席願ひました、御同長官も公務の關係で三時迄には帰えらねばならないそうですから該条について會議に入ります前に政府を代表しての御意見を承りたいと存じますが如何でありますか、

多謝異議ありません

有馬議長 入江法制局長官に御説明をお願い致します、

入江委員 憲法改正草案第二十二条について御説明致します、

本条につきましては議會における質疑応答で明かになり民法の改正につき、考へますことは専ら個人の権威の尊重でありまして婚姻及び家督相続に關して実体法上存在している封建的なものを払拭することによつて、國民は個人として尊重されることになるのであります、それは、各々の場合について具体的に見なければならぬので戸主及び家督相続については、民法改正案要綱の内容を批判しようとは思いませんが本条によつて戸主の制度が絶對的に認められないと云ふのでなく尙家督相続についても同様であり

従つてそういう制度を認めることは、直ちに適意とはなりません、抽象的に家督相続及び戸主の制度を、認めることは差支ないので、現行の戸主、家督相続の制度を具体的内容から見て民法改正案ができるのであると思ひます、戸主及び家の制度をなくすることも勿論適意とはなりません。現行法の色々な効果から見て検討せねばならないと思ひます、

現行の戸主及び家督相続をやめる、家を廃止して氏で規定して行き財産承継については平均に相続することにするか否についての問題は、例えば五人の子供に平均に財産を承継させるかと云ふことは民事立法上の政策から立派されるのであります、

憲法上は可能な二つの道があり、どの道を選ぶかと云ふことです、それ以上は答申案の内容の批判になりますので私から申し上げることは、以上に止めて御参考に供したいと存じます

有馬議長 第一小委員会より御報告願ひます、

梶田委員 裁判所法、検察庁法、行政事件に適用する民事訴訟の特例に関する法律、裁判官国民審査法及び裁判官弾劾法の五法案の要綱については八月中旬より、数回に渡り、この総会において御審議を受け、尚、その所に細野委員より基本的人権保障法案の提案

あり、これは出席委員の賛成を得て権限の關係から第一小委員会に属することとなりました。

右、各法案要綱共、臨時法制調査会の第二回総会に提出しましたが二、三の意見希望がありました、これは参考程度のもので要綱の修正ではありません、一昨九日の小委員会についても特に御報告することはありません。従つて此の前の総会の決議事項がその儘になつて居ります、これを答申案と致しますかどうか御審議をお願いいたすことになるわけであり、

簡単であります以上通りであります

有馬議長 御質問又は御意見ありませんか、

福井委員 検察庁法要綱案第十一案は検事の待遇であります、これを次の如く判事並に改めて頂きたいのです

検事の待遇は概ね判事の待遇に準ずるものとし、特に検事総長は最高裁判所の判事、最高検察庁の検事中若干名及び検事長は高等裁判所の長官、検事正は地方裁判所の長官の待遇に準じてこれを定めること。

理由、検事に人材を得難いことのなきを期する爲、

何卒修正に御同意願ひます、

多数異議なし、

有馬議長 決定致します、然し前總會で決まつたことを変へることは如何かと思はれますので、修正でなく更に又今日は斯様な決議をしたと云ふことにしてはどうかと思ひます、我妻委員 議事進行について意見があります、その点は前回の總會にかけ今日迄御異議のなかつたことでありますが、それを今日更に別の決議されるといふことは、どういふ理由によるのか、この点、御説明を承らないと肅に落ちません、

佐藤委員 検事の待遇を判事並にして頂くと云ふことは現行では、同じ待遇となつて居りますが、憲法改正に依り裁判所法と検察庁法と分れますので、なんかのつながりを決めねばなりませんので只今の御提案があつたものと思ひます、検事の待遇を判事に準じてさせるといふことが前回議題とならなかつたのは、大体さういふ御含みの上で、それは当然のこととして議論にならなかつたものと思ひます、

栗林幹事 検事の待遇を判事に準ずることは、「準ずる」と云ふ点につき反対です、此の問題は簡単には行きません、司法部、行政部及び立法部といふふうに並べて考へなければならぬと思ひます、権力分配の点からも、検事は行政官に準ずることが当然と思ひ

ます、

有馬議長 議題と致しますか、

北浦委員 異議なしとの賛成動議で大体可決確定したものでありますから議題とすることは反対であります、

小谷委員 附帯決議としては如何ですか、

有馬議長 今日新しい提案があり、この決議をしたとしては如何ですか、

多数異議なし

御異議ありませんから右の様に決めます、

我妻委員 形式につきましては異議ありませんが準ずるとは俸給のみか、新任官とすること

とか、又は地位の独立迄意味するのでありますか、

福井委員 地位の独立は含みません、

(以下第二小委員会及び第三小委員会関係につき省略)

午後四時五十分議事散会

司法法制審議會會議度敘調

第一回總會	七月 十二日	出	北川	議事録作成
第一小委員会第一回委員会	"	"	野口	"
第二小委員会 "	七月 十三日	出	"	"
第一小委員会第二回委員会	七月 十六日	欠	北川	"
第三回委員会	七月 十九日	出	野口	"
第四回委員会	七月 二十日	出	北川	"
第五回委員会	七月 二十三日	欠	野口	"
第六回委員会	七月 二十四日	欠	服部	"
第七回委員会	七月 二十六日	出	北川	"
第一回幹事會	七月 二十七日	出	野口	"
第八回委員会	七月 三十一日	欠	"	"
第九回委員会	八月 二日	出	服部	"
第十回委員会	八月 三日	出	刑務局	"

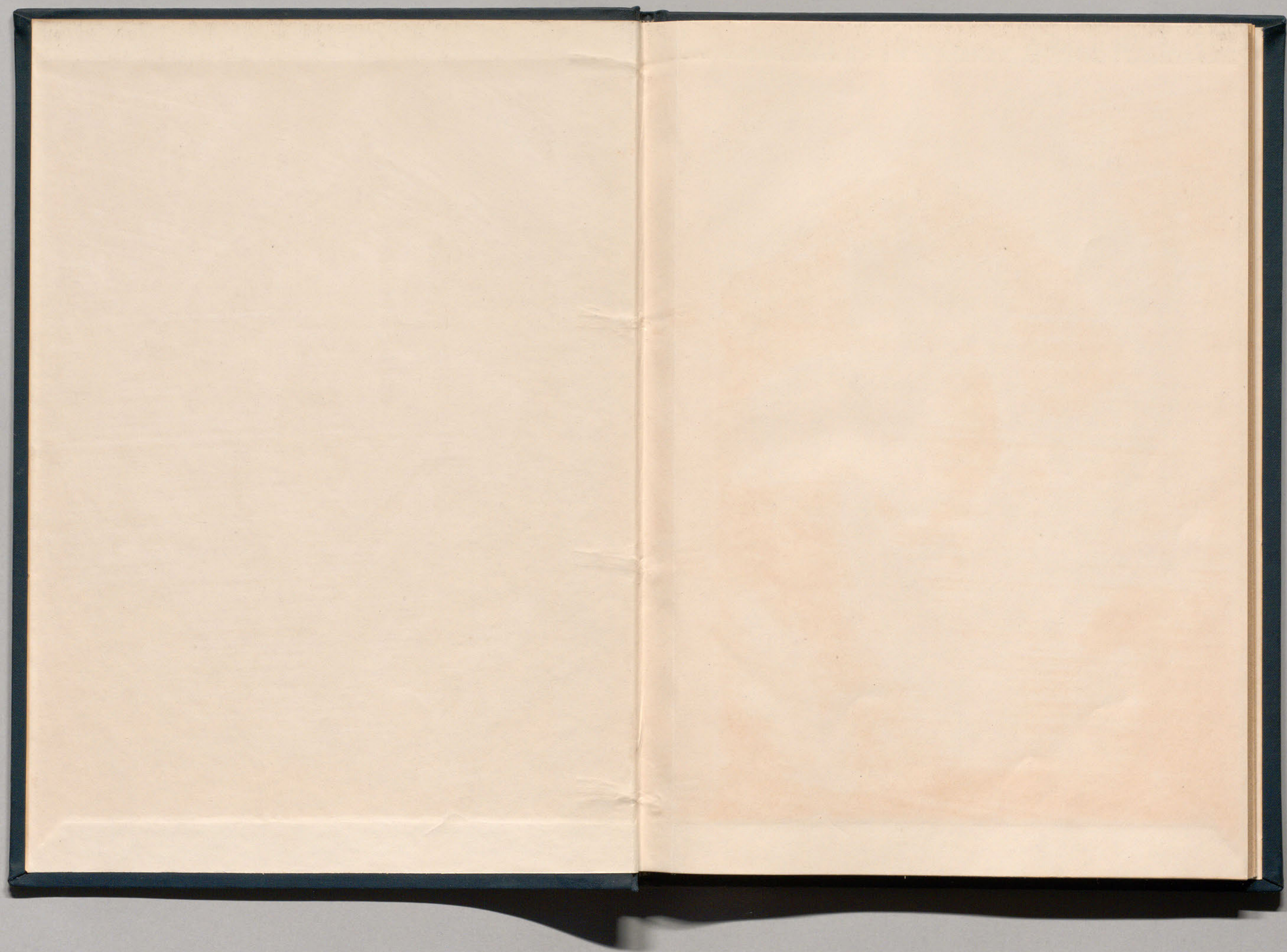
(光野)

第十一回總會	八月七日	(水)	野口
第十二回委員會	八月八日	(木)	服部
第十三回委員會	八月九日 午前九時	(金)	北川
第二回總會 (於東京第一弁護士會) 第三小委員會	八月九日 午後一時	(金)	刑事局關係
第三回總會	八月十日	(土)	"
第四回總會	八月十二日	(月)	北川
第五回總會	八月十三日	(火)	刑事局關係
第六回總會	八月十四日	(水)	北川、光野
第七回總會	八月十五日	(木)	"
第八回總會	八月十六日	(金)	"
第一小委員會第十四回委員會 (於東京第一弁護士會) 第三回分會	九月九日 午後一時半	(月)	服部
第九回總會	九月十一日	(水)	野口

八月 七日 (水)	八月 八日 (木)	八月 九日 午前九時 (金)	八月 九日 午後一時 (金)	八月 十日 (土)	八月 十二日 (月)	八月 十三日 (火)	八月 十四日 (水)	八月 十五日 (木)	八月 十六日 (金)	九月 九日 (月)	九月 十一日 午後一時半 (水)
-----------------	-----------------	-------------------------	-------------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	---------------------------

" " " " " " " " " " " "

野口 服部 刑事局關係 北川 刑事局關係 北川 服部 野口



法務図書館



001413152